

平成28年度第3回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成29年3月28日 火曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 7階特別委員会室
議 題	(1) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果について (公開) (2) (仮称) 第3次函館市男女共同参画基本計画の策定について (公開) (3) その他 (公開)
出席委員	塗 政江 会長 川端 和雄 副会長 宮越 忍 委員 荒木 知恵 委員 池田 富美 委員 新谷 サツ子 委員 小澤 紀代 委員 比森 敏邦 委員 大島 智恵美 委員 久保田 則子 委員 (計10名)
欠席委員	高木 康一 委員, 大森 孝志 委員
傍聴者	0名 (報道機関2社)
事務局 出席者 職氏名	市民部長 岡崎 圭子 市民・男女共同参画課長 根本 弘樹 主 査 高橋 志央里 主 事 中川 裕紀奈

司 会	<p>皆様、こんばんは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、市民・男女共同参画課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成28年度第3回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議の出席状況ですが、委員12名中、10名の方が出席されております。委員の半数以上の出席となりますので、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>この会議は、原則公開であります。 本日は傍聴の方はおりませんが、報道の方が2名いらっしゃいます。</p> <p>なお、会議録を公開いたします関係上、マイクを使用してお発言下さいますよう、お願いいたします。</p>
司 会	<p>本日の議題は、お手元の次第にありますとおり</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果について(2) (仮称) 第3次函館市男女共同参画基本計画の策定について(3) その他 の3つの議題についてご審議いただきます。 <p>それでは、議事に関連して、資料の確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日配付いたしましたのは、次第、名簿、座席表、表紙付きの資料、そして先日郵送させていただきました意識調査報告書になります。</p> <p>はじめに資料の訂正をさせていただきます。本日お手元にお配りした骨子案ですが、内容に変更はありませんが、骨子案の目次とページに誤りがありましたので、事前に送付した骨子案と差し替えていただければと思います。</p> <p>それでは、ここからの進行は、塗会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
塗会長	<p>それでは、議事を進めてまいります。皆様こんばんは。</p> <p>本日は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、11月に中間報告がありました市民・事業者意識調査結果の報告と、平成30年度からの第3次函館市男女共同参画について、ご審議いただくこととなっております。</p> <p>意識調査結果は、事務局から事前に第3次基本計画の骨子案が配付されておりますが、これらにも反映されるということになりますし、議題2の第3次函館市男女共同参画基本計画の策定については、これから第3次計画策定に向けて、この審議会でも審議していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様のお手元に配付されている諮問書については、のちほど議題2で事務局より説明があります。</p> <p>それでは、まず議題1の『男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果』</p>

について事務局から説明の方をお願いいたします。

事務局
(課長)

皆様お疲れ様です。市民・男女共同参画課の根本でございます。今日は年度末のお忙しいなか、お集まりいただき、ありがとうございます。本来であれば、もう少し早い段階で会議を開催できればよかったのですが、調整に時間がかかりましてこの時期になりましたことお詫び申し上げます。

それでは、議題1の男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果について資料に基づき、説明させていただきます。

昨年11月の審議会で中間報告をさせていただきましたが、このたび報告書が完成いたしましたので、10日ほど前に皆様のお手元に郵送させていただきました。このピンク色の報告書に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず始めに、報告書の3ページをお開き願います。

調査の概要になります。中間報告でご説明いたしましたとおり、市内に住民登録のある男女各1,000名合わせて2,000名を対象に実施し、778件の回答がありました。回収率は38.9%となっております。

4ページから8ページに『はこだて輝きプラン』の体系図の関連項目や、調査比較、回答者の属性等について記載しております。そのうち6ページの表をご覧くださいと思います。表の右側の欄、回収率を性別で見ると、女性の回収率が高く、年齢別では、若年層よりも、高齢層が高いという結果となっております。

9ページから20ページまでは調査票を掲載しておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。21ページから調査結果ですが、22ページの、「男女共同参画」という言葉の認知度についてお聞きしたところ、全体の約3割の方が聞いたことがあり、意味も知っているという回答しており、逆に聞いたことがないと回答した方は、約4割ございました。意味も知っているという回答した方は、性別でいうと男性の方が割合が高くなっており、年代別でいいますと、20代、50代の割合が高い状況となっております。年代別につきましては、86ページから138ページに集計表を参考資料として掲載させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと、各回答ごとに性別、年齢別、世帯構成別等の詳細がわかるようになっております。

ページをお戻りいただいて、23ページから、27ページまでは『男女平等に関する価値観について』集計結果を記載しております。男女の地位の平等感につきましては、「学校教育」の分野では男女平等の意識が高いのですが、それ以外の項目では「男性優遇」の割合が高くなっている状況です。

性別で比較すると「平等となっている」と感じている割合は、「社会全体」を除いて、全ての分野で男性の方が高く、女性に不平等感が強いことがうかがえます。

25ページの内閣府調査との比較では、全ての分野で函館市の「平等となっている」と答えた割合が内閣府調査より低い状況となっております。

また、26ページですが、今回の結果と、前回、前々回の調査結果とを比較すると、「職場環境」と「制度上」では、徐々にではありますが、「平等となっている」と答えた割合が高くなってきております。今後もより一層、男女平等の意識啓発を推進していく必要があるものと考えております。

次に、28ページからは、『男女の役割分担について』でございますが、「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する意見が否定する意見を上回りました。

性別では、女性が否定的意見が、男性が肯定的意見の割合が高くなっており、

年齢別では、肯定的意見が70歳以上で、否定的意見が30代、40代の割合が高い状況になっておりますが、徐々に肯定的意見の割合が減少してきていると捉えております。

また、31ページになりますが、『家庭内の家事の分担について』お聞きしたところ、女性が中心的である一方、特に30～40代の男性も家事に携わっている割合が高くなっている結果がわかりました。これについては、今後も推移等を見ていきたいと思っております。

続きまして、32ページをお開き願います。『男女の人権について』でございますが、「女性の人権が尊重されていないと感じること」について、「家庭内での暴力」や「職場におけるハラスメント」「痴漢・痴女行為」の3つが、前回の調査に引き続き、高い割合となっております。

また、34ページから46ページまでは、『DVやハラスメントに関する調査結果について』ですが、DVやセクハラともに「直接体験したことがある」と答えた割合は、前回調査と比較して高くなっており、DV相談件数などは減少していないことや、相談先についての設問に対しても「相談しなかった」と答えた割合が4割～5割程度あるということから、今後も相談窓口の周知や、職場での暴力防止対策や正しい知識の周知などの取り組みを強めていく必要があると考えております。

47ページから49ページは、『ワーク・ライフ・バランスについて』お聞きをしております。ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度については、20代を除いたすべての年代で「聞いたことがない」が5割を超えていることから、まだまだ啓発が必要な分野だと考えております。

また、ワーク・ライフ・バランスが実現できているかについては、20～50代の4～5割が「実現できていない」と答えており、実現できない理由としては、「職場に人的余裕がないため」「職場の理解がないため」のほか、20代以外の年代の女性で「男性の意識の持ち方」と答えた割合が高いことから、事業者や個人に対してのワーク・ライフ・バランスの取り組み方や意識啓発が必要であると考えております。

次に、50ページから57ページは、『男女の就業について』でございます。52ページのとおり、仕事をすることに肯定的な考えの方が多く、「結婚や出産にこだわらず仕事を続けるよりも、育児が一段落してから再び仕事に就く方がよい」という意見が依然として多い状況になっています。しかしながら、前回、前々回調査と比較すると徐々に「結婚や出産にこだわらず仕事を続けた方がよいと思う」と回答する割合が高くなってきて、だいぶ拮抗してきている状況になっております。

次に58ページから61ページまでは、『介護と子育てについて』お聞きをしております。「介護の分担は男女どちらも同等に分担した方がよい」という意見がすべての年代で、ほぼ半数を占めており、共同参画の意識が高い分野ではないかと考えております。

以上が、市民意識調査の結果で、64ページから68ページまで、今ご説明したことをまとめております。69ページから79ページまでは、調査票の一番最後の自由意見に記載のあった主なものを項目ごとにまとめて掲載しております。

男女平等に関する価値観について、男女の就業についてや男女の役割分担について賛成の意見、反対の意見など年代により様々な意見がございました。これに

については、この場では説明いたしません、皆様の方で見ていただきたいと思います。

続きまして、139ページから事業者意識調査になります。141ページをお開き願います。事業者意識調査の概要です。

市内に所在地のある300事業所を、従業員規模別に、国の経済センサス基礎調査を基に無作為抽出して実施し、122件の回答がありました。

回収率は40.7%でした。

142ページから147ページには、市民意識調査同様『はこだて輝きプラン』の体系図の関連項目や、調査比較、事業者の属性等について、記載しております。

144ページの上段の表になりますが、規模別では、大規模事業所の回収率が高く、小規模事業所の回収率が低くなっております。

なお、注記しておりますが、大規模事業所の回収率が100%を超えて146.7%となっておりますが、これは平成26年度経済センサス基礎調査以降に、小規模の事業者規模が変動したものと考えております。

149ページから156ページは調査票を掲載しておりますので省略をし、158ページからの調査結果に入りたいと思います。『女性従業員の活用について』ということで、まず女性の管理職の人数についてですが、事業所の規模が小さくなるほど割合が高くなっております。なお、201ページから246ページに、集計表を参考資料として掲載させていただいております。従業員数別、業種別の詳細がわかるようになっております。

ページをお戻りいただいて、159ページの円グラフをご覧くださいと思いますが、半数以上の事業所で「性別にかかわらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている」と回答しており、160ページの前回調査と比較して、このような考え方が事業所にも浸透してきているのではと考えております。

また、161ページの女性従業員の職務遂行上の課題については、「子育てとの両立」に関することや「安全面での配慮」があげられ、そのうえで、163ページになりますが女性従業員に配慮した職場づくりのための、何らかの取り組みをしている事業所が増えてきているのではないかと考えております。

次に166ページから181ページは、『育児や介護に関する制度について』でございます。171ページまでの育児や介護を行う従業員への支援については、育児の支援については約5割、介護の支援については約4割の事業所で「就業規則等に明記している」と回答をいただいております。

また、172ページから177ページに関しましては、制度の利用状況についてでございます。育児休業制度は、やはり女性の取得者が多く、男性は「出産・育児に対する経費の援助」「フレックスタイム制度」が従業員規模を問わず取得されていますが、それ以外の制度については、各規模のごく一部に限られておりました。

介護休業制度に関しても、育児制度同様、女性の取得者が多くなっていますがその割合は、育児と比較するとまだ少ない状況であり、比較的取得しやすい「有給休暇の時間単位での利用」が、取得の大半を占めている結果となっております。

次に178ページの、育児や介護との両立支援に取り組む事業主に、国の支援制度について知っているかどうかについては、約5割の方が「知らない」と答えており、支援制度の周知に努める必要があると考えております。

次に179ページから181ページでございますが、今後、育児や介護休業制

を定着させるために大切なことを尋ねたところ、全体でも規模別でも「休業中の代替要員の確保」と「休業中の賃金保証」「制度を利用しやすい雰囲気づくり」「復職時の受け入れ体制づくり」が挙げられており、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進する考え方が理解されてきていると考えております。

次に、182ページから187ページまでは、『ハラスメントについて』でございまして、セクハラ防止措置の義務づけについては、「知っている」と「だいたい知っている」を合わせますと8割以上となっており、少しずつ認識されてきていると考えております。

また、ハラスメント防止の取り組みとしては、大規模より小規模の事業者で取り組む考えがないという回答結果になっておりますことから、今後さらなる周知・啓発が必要と考えています。

以上が、事業者意識調査の結果で、190ページから193ページまで、今ご説明したことをまとめています。195ページから197ページは、調査票の一番最後の自由意見に記載のあったものと従業員規模別にまとめて掲載しております。説明は以上になります。よろしくお願ひします

塗会長 今の説明にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

比森委員 各項目ごとには評価されているのですが、全体的評価というのはされないのでしょうか。

事務局
(課長) 調査結果の中で全体評価を記載するべきだということでしょうか。

比森委員 項目ごとに細かく評価していると思うのですが、それを全体的に評価をなさった方が、これからの共同参画の推進により一層反映されると思うのですが、調査結果のまとめのところが全体的なまとめということでもないですね。

事務局
(部長) 全体的な評価ということですが、非常に細部に渡る報告書でございますので、なるべく丁寧にということで課長からご説明させていただきました。皆様には、ダイジェスト版ということで概要版をお配りしております。そのなかで、特出すべきところ、価値観や役割分担、人権など主要な項目について、意識が変動しているところをまとめさせていただきました。調査ものですので、これを全部総括してどうかというよりも、それぞれの項目について主要な傾向を語るというところでまとめさせていただいたところがございます。

池田委員 今のご意見に合わせてですが、「これから何をするか。」というところが見えないというところが、比森委員の質問の意図ではないかと思うのですが、企業向けはどちらかという、実態がそのまま結果として出ているので、中小企業に対してどのようにすればよいかということがわかってくるとは思います。前にも言いましたが、市民の調査については、どちらかという意識調査で終わっているので、函館市に住んでいる人、働いている人いない人の実態はどうなのかということまで底堀りしていないので、結局現状がどうなのか、ということまで見えていないと思います。本来であれば、実態がどうなっているのかということまで

で底掘りしていけば、今後どのようなことをやるべきかという傾向が見えてきたのではないかと考えております。なので、報告を聞いて、なんとなくぼやけていると考えております。以上です。

塗会長 ありがとうございます。宮越委員お願いします。

宮越委員 概要版はどのような形で市民の方々の目に触れていくのかということと、この報告書を見まして、函館市民の意識も男女平等に向いてきていると感じたのですが、25ページの内閣府調査と比較すると、やはり全国と比較すると、まだもう少し函館市でも意識が育って行って平等になる社会が実現できればいいなと思って見させていただきました。先ほど池田委員、比森委員からの質問も、この内閣府調査結果との比較のところにもつながってくるのではないかと感じました。報告書にあるこの内閣府調査との比較も概要版に記載できないものかなと考えておりますので、聞かせていただきたいと思います。

事務局
(課長) まず、市民にどのような形で目に触れていくかというところですが、ホームページに掲載するほか、情報誌マイセルフにも概要版の結果を掲載し、間もなくいろいろな施設にお配りすることになっております。概要版に内閣府調査との比較を掲載していくということは、可能かと考えております。

塗会長 ありがとうございます。比森委員お願いします。

比森委員 マイセルフですが、年2回各5,000部配布されているということですが、施設に設置して、どの程度持っていかれてどの程度余っているのかあいまいです。また、HBCラジオなどでも、共同参画に関係する情報があまりないと感じています。マイセルフを各町内会に配付し、回覧させた方がより共同参画というものを浸透させることができると思います。5,000部ですから、それを無駄に使わない方がよいと思います。私がお願いして共同参画についての質問を入れていただきましたが、共同参画を知らない方が多いということなので、マイセルフの使い方をもう少し考えた方がよいと思います。

事務局
(課長) マイセルフは、女性センターはもちろん、市の施設や市役所1階のiスペースや支所、大学など高等教育機関や市内スーパーなどにも設置しています。今のところ各町会への配布はしておりませんので、検討させていただきたいと思います。

塗会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。ご意見等がなければ、議題1は終了させていただきます。

では、議題2(仮称)第3次函館市男女共同参画基本計画の策定についてですが、まず皆様のお手元に市長から審議会あてに諮問書の写しが配付されておりますが、これについて事務局から説明をお願いします。

事務局
(部長) 改めまして、市民部長の岡崎でございます。本来ですと、工藤函館市長から直接諮問というところがございますが、市長が他の公務で出席できませんので、私の方で諮問書を読み上げるということで諮問させていただきます。なお、この諮

問書につきましては、本日付けで工藤市長から函館市男女共同参画審議会の会長あてということでございます。本書につきましては、塗会長のところにお渡ししております。各委員の皆様には、その写しを配付させていただいております。函館市男女共同参画推進条例に基づき、本市の男女共同参画行政に係わる下記事項について諮問させていただきます。諮問事項につきましては、(仮称)第3次函館市男女共同参画基本計画の策定についてでございます。

策定の趣旨でございますが、本市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成10年に『～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21』を策定、さらに、平成17年には、『函館市男女共同参画推進条例』を制定するとともに、平成20年には、その条例に基づく『第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン』を策定し、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んでいます。

このようななか、『はこだて輝きプラン』は平成29年度をもって計画期間を終了いたしますので、平成30年度を初年度とする第3次の男女共同参画基本計画の策定について貴審議会に諮問いたします。

どうぞ皆様よろしくお願いたします。

塗会長

それでは、今市長からの諮問書をいただきましたので、私たちは、骨子案をたたき台として、検討して最終的に市長に答申するということとなりますので、今後ともよろしくお願いたします。

次に、骨子案の考え方などについて、資料が配付されておりますので、こちらも含めて、事務局から説明をお願いたします。

事務局
(課長)

それでは、事前にお配りしました骨子案ではなく、本日皆様のお手元にお配りしている資料を、一枚めくっていただきまして、『(仮称)第3次函館市男女共同参画基本計画策定の考え方』というところをご覧いただきたいと思います。こちらで骨子案策定の基本的な考え方について説明させていただきます。まず、1「基本計画策定の趣旨」ですが、先ほどの諮問書の2の策定の趣旨と同じことを記載させていただいております。また、2番目の「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査の結果について」は先ほどご報告させていただきましたので、ここでも省略させていただきます。

次に 3「国・北海道の動向および男女共同参画に関する社会状況の変化」ですが、(1)国の動向につきましては、女性活躍推進法が施行されるなど、男女共同参画に関する法整備が行われてきており、(2)の北海道においても、女性活躍推進法に位置付けられている推進計画の策定が行われたほか、本市同様、北海道においても平成30年度からの次期計画策定の作業が進められているところがございます。

2ページの(3)の考慮すべき社会状況の変化につきましては、4つ項目を上げておまして、1つ目といたしまして「人口減少と少子高齢化が進行していること」、2つ目といたしまして、「共働き世帯が増加していること」、3つ目といたしまして、「女性への暴力に対する支援の取り組みが強化されてきていること」、4つ目といたしまして、「性的少数者への理解や支援が進められていること」のこれら4つについて、計画の中で考慮していく必要があると考えております。

続いて、4「基本計画策定の考え方」ですが、基本的には現計画の体系を継承し

ながら、先ほどお話しした意識調査結果や国の動向、社会状況などを勘案して策定していくこととしておりまして、新たな計画のなかで力を入れて推進していくとする項目について、重点項目と位置付けをしたいと考えております。

3ページが新たな計画の体系図案となっております、今と同じ3つの基本目標と、各目標達成のための推進の方向とその主要施策を掲載しております。

現在の計画からの主な変更点などについては、骨子案でご説明させていただきたいと思っております。この体系に基づき、各種施策を展開してまいりたいと考えております。ます。

次に、4ページの5「今後のスケジュール」ですが、本日、皆様へ計画策定の諮問を行わせていただきました。

今後、審議会のなかで骨子案をたたき台として審議をしていただき、本年6月頃を目途に市長に答申をいただきたいと考えております。

答申をいただきまして、その後庁内各部局に、該当する具体的施策や事業について照会し、それらを踏まえて「計画素案」をまとめていき、「パブリックコメント」を実施後、庁内の関係会議や議会にお諮りをしながら、平成29年度内に計画を策定・公表していきたいと考えております。以上が考え方でございます。

続きまして、別冊の『(仮称)第3次男女共同参画基本計画の骨子案』についてご説明させていただきます。

はじめに、表紙の裏面にあります目次をご覧ください。第2次の計画と同様、骨子案は4章で構成されております。

第1章 計画策定の背景として、計画策定の趣旨と『はこだて輝きプラン』の検証をしております。

第2章は、この度の計画の位置づけや計画期間、基本目標などでございます。

第3章では、基本目標に沿った各種施策の方向性や主要施策について取りまとめております。

第4章では、計画の推進にあたって必要な組織体制や取り組みなどについて記載しております。

2ページをお開きください。1の「計画策定の趣旨」には、本市の男女共同参画にかかるこれまでの取り組み状況や経過を簡単に説明し、引き続き男女共同参画社会の実現をめざし、新たな計画を策定するとしております。

2ページの2「第2次函館市男女共同参画基本計画『はこだて輝きプラン』の検証」では、これまでの取り組みにより、計画に掲げた事業は概ね実施することができましたが、市民意識調査の結果から、固定的役割分担意識は、依然として根強く残っている状況であることや、「政策方針決定過程への女性の参画」は、まだ設定している目標値30%には至っていないことなどを述べております。

次に4ページをお開きください。第2章の「計画の位置づけ」としては、先程も申し上げましたとおり条例に基づくものであり、さらに国や道の基本計画を勘案し、また、函館市基本構想のもと、本市の他の諸計画との整合を図りながら策定することを記載しております。

「計画の期間」は、2018年度から10年間とし、場合によっては見直しも行うこととします。

「計画の将来像」ですが、現計画と同じ「ひととひと ともに輝く 豊かなまち」としています。

4の「計画の基本目標」ですが、この骨子案では、現計画を継承し、条例の6

つの基本理念を踏まえて、3つの基本目標を掲げております。

5ページから6ページに基本目標の説明を掲載しておりますが、今回の計画では、意識調査結果や国の動き、社会状況などから力を入れて推進しようとする項目を5つ、重点項目と位置づけ取り組むこととしております。

7ページが施策の体系図でございますが、現在の計画との主な変更点といたしましては、基本目標については、一つ目の「男女平等の意識づくり」としていたのを「男女共同参画の意識づくり」に見直ししたことをごさいますて、男女平等の意識は浸透してきていると考えており、男女共同参画社会の形成は男女平等が前提となるものでありますので、もう少し踏み込んで取り組みを進めていくこととしております。あわせて、推進の方向の順番も変更し、「男女共同参画意識の啓発」を一番にいたしました。

同じく推進の方向では、下から2つめですが、これまで「少子高齢社会」としていたのを、市の基本構想にあわせ「少子・超高齢社会」に見直ししております。

一番右側の主要施策については、上から6つめの「ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントの被害者への支援体制の強化」のなかに、近年、社会問題ともなっている、性暴力被害やストーカー被害への支援も必要と考え、「性暴力被害者等」という言葉を加えました。そのほか、その2つ下に、全国的に性的少数者支援の取り組みがはじめられてきていることから、「性的少数者への理解の促進」を新たに加えました。

ほかに細かな修正箇所もございますが、主な変更点としては以上になります。

8ページをお開き願います。第3章『施策の展開』でございます。

基本目標1「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」ですが、推進の方向を3つ掲げておりますうち、まず、(1)男女共同参画意識の啓発ですが、昨年実施しました男女共同参画に関する市民意識調査によると、「男女共同参画」という言葉自体は、40%以上の方が聞いたことがないと回答しているほか、先程からお話ししておりますとおり、固定的役割意識が男性に肯定的な意見が残っています。このため、そうした意識にとらわれず、家庭や職場などにおいて、男女が協力して参画するという意識を醸成するため、講座等の開催や啓発誌の発行を行います。

10ページの(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実ですが、意識調査における男女の地位の平等感は、家庭や職場、社会全体では低い状況にありますことから、家庭や地域、学校教育などにおいて、男女共同参画の視点に立った教育や学習の機会を充実していきたい、としております。

12ページの(3)人権尊重と暴力等の根絶ですが、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVに関しては、毎年4,700件から4,900件ほどの相談があり、市民意識調査においても女性の約6人に1人が直接経験をしたと回答しています。また、セクシャル・ハラスメントについても女性では約5人に1人が経験をしたと回答しており、深刻な社会問題となっている性暴力やストーカーによる被害への対応とあわせて、取り組む必要があります。こうしたことから、互いの性を尊重する意識を醸成し、DVやセクハラなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、これらの防止をはじめ、被害者の支援に取り組むこととしております。また、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、性的少数者への理解の促進にも取り組みます。

次に、14ページをお開きください。基本目標2「あらゆる分野への男女共同参画の促進」ですが、ここでは推進の方向として項目を4つ掲げております。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大ですが、これにつきましては国の第4次基本計画などでも、引き続き掲げられている項目です。

現在の市の計画で数値目標30%と設定しておりますが、平成28年度においても、25%に到達しない状況であり、今後も引き続き取り組みを推進していく必要があります。

16ページの(2)雇用等の場における男女共同参画の促進ですが、女性の就業が増加しているなか、「女性活躍推進法」の成立や「男女雇用機会均等法」の改正など法整備は進んでいますが、女性の能力が十分に発揮できる職場環境になっていないことから、就業の場での男女共同参画の促進と、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

18ページの(3)多様なニーズを踏まえた就業環境の整備ですが、(2)が主として雇用関係にある人達の待遇の改善や企業への法制度の浸透などについて方向付けしているのに対し、ここでは、非正規社員や自営業者、農林水産業従事者などさまざまな雇用形態のなかで、女性の就業環境の整備を働きかけることとしています。

20ページの(4)地域社会等への男女共同参画の促進ですが、地域活動においては、防災や防犯などの分野への女性の参画拡大や、子育て期の男性の地域参画を進めるなど、これまで以上にあらゆる分野への男女共同参画の推進に取り組むこととしております。

22ページをお開きください。基本目標3「多様な生き方が選択できる環境づくり」ですが、ここでは推進の方向として2つの項目を掲げています。

まず、(1)少子・超高齢社会における男女の自立支援ですが、少子高齢化が進行するなかで、男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に家事・育児・介護を担っていくことが大切であるため、男性も含めて家事・育児等に関する学習機会を提供するほか、子育て支援サービスや介護支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援や、高齢者などが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

25ページをお開きください。(2)生涯を通じた男女の健康支援ですが、誰もが、互いの性を尊重し、健康でいきいきとして暮らすことが男女共同参画を推進するうえで重要であるという視点から、喫煙や薬物乱用等の健康を脅かす問題についての啓発をはじめ、特に女性については、図表24や25にありますように、全国との比較で、10歳代の人工妊娠中絶や喫煙は、多い状況ですので、妊娠・出産等に関する適切な健康支援など、生涯を通じた健康の保持・増進に努めていくことが必要であるとしています。

基本目標に沿った推進の方向については以上です。

最後に26ページになりますが、第4章として計画の推進のため、この計画に基づき、市と市民、事業者が行政とともに一体となって男女共同参画を推進することを明確にしております。

以上、『(仮称)第3次函館市男女共同参画基本計画』について、ご説明申し上げました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

塗会長

ただいま事務局から骨子案の説明がありましたが、今日の会議では、まず、骨子案全体を通して質問していただき、それが終わりましたら、感想や意見等どこからでも構いませんので、発言していただければと思います。

それを事務局にまとめていただいて、次回はそれについて審議していくという形にしたいと思いたすのですが、よろしいでしょうか。

それでは、まず全体を通しての質問等ありましたらお願いします。

はい、池田委員お願いします。

池田委員

9ページの図表3ですが、函館市の共働き世帯の推移についてですが、夫婦ともに就業の方のグラフが、昭和60年からほぼ横並びから下がっているのですが、先ほどの意識調査の報告では、夫婦ともに働いているところが多くなっていると説明しているにも関わらず、この下がっている理由はあるのでしょうか。

事務局
(課長)

実際には、5年毎に行っている国勢調査の数字を単純にグラフ化しているものですから、その分析まではできない状況にあります。

塗会長

池田委員お願いします。

池田委員

このグラフを見て思ったことは、今働いている20代、30代で子ども一人くらの共働きの方々ですが、昔に比べて給料自体の単価が下がってきていて、やむを得なく働いている人がこの年代ですごくたくさんいます。その方々は、函館市の中で生活できない。例えば医療費制度などの補助が、七飯町や北斗市など近隣の町村の方がよいので、そちらに移り住んでいるという状況があるものですから、それでグラフの件数が下がっているのかなと思ったのですが、そうではないのでしょうか。

事務局
(課長)

総人口は記載していないのですが、人口に占める共働き世帯では、昭和60年の方が人口に占める割合は低いと思います。

単純に共働き世帯だけの比較をすると、このようなグラフの状況になるのかなと考えています。今のご意見のように、なぜ共働き世帯が下がっているかを捉えることは難しいと考えておりますが、単純に数字の比較でいうと人口に占める共働き世帯の割合は高まっているのかなと考えております。

池田委員

最終的に輝きプランを作成するのに、そのあたりを深掘りした方がよいと思います。例えば、医療費18歳までと中学生までの違いが実態としてあって、それでこのグラフが下がっているのですとか、その実態のもとにして、輝きプランで観光の予算を減らして医療費などの予算に付けてもらおうか、若い人達が七飯、北斗から移ってくるために何かしようかというようなところを最終的に考えるためにもう少し資料あった方がよいのかなと思いました。

事務局
(部長)

池田委員から共働き世帯が若干でも減っている理由ということで、医療助成に関して確かに周辺自治体が函館に比べていいところがあるということは事実だと思いたすし、そのようなサービスの差が、このグラフに表れているのではというご指摘であると思いたすが、それを検証するということが手法として難しいのかなとも思いたす。今、課長が言いたすように、数としては微減傾向かもしれませんが、世帯自体も人口減に伴って減ってきておいたすので、占める割合ということでは微減もしくは横ばいということは占有率としては高くなっているといえ

るものですから、傾向としては高くなっているということで全国的な傾向と一致すると考えております。さらにそれが医療助成が周辺のところより、制度やサービスが低いからというところまでは、なかなか検証が難しいと思っておりますけれども、そのような視点も持ちながら、いろいろな角度から考えていくというところは我々も心していかなければと思います。

宮越委員 それであれば図表3を数ではなく割合で示した方がわかりやすいのではと思いますので、検討していただければと思います。

事務局
(課長) 図表3の示し方も検討したいと思います。

比森委員 ワーク・ライフ・バランスというのは、大企業で人数が多くなければ不可能だと言われていると思います。函館市ではほとんど零細企業あるいは中小企業で、個人が選択することではなく、企業が導入するかどうかだと思うのですが、市役所ではワーク・ライフ・バランスを導入されていらっしゃるのでしょうか。

事務局
(課長) ワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みというのは、市民部の当課を中心に全庁的にも推進しておりますし、当課においても事業として年1回講演会の開催や周知啓発に努めております。

比森委員 函館市内の企業では、なかなか実現できないのが現状ではないかと思うのですが、大企業でも残業が多い状況があったり、ワーク・ライフ・バランスを考えるとアルバイトのようになって、お金が下がるのではないかと思いますし、中には年次休暇も消化できないということや、いろいろな働き方や業務によっても様々ですし、なかなか難しいのではないかと私は思っております。このワーク・ライフ・バランスが誰にでも該当することではないと思います。この骨子案にワーク・ライフ・バランスの推進とありますが、簡単にいかないと思っております。

事務局
(課長) 確かにワーク・ライフ・バランスを推進しているものの、実現というところまで皆さんの意識が行きつくのはなかなか簡単にはいかないと思っております。特に、意識調査結果からも小規模事業者ほど制度設計が遅れている状況もあります。ただ、男女共同参画を推進していくうえでは、ワーク・ライフ・バランスを抜きに取り組みを進めるということにはならないものですから、そこは函館市の現状を考えながら、また池田委員にもご指摘いただきましたが、企業が国の制度を知らない状況も調査結果に出ておりますので、そういったところも周知啓発に努めながら、少しでも各事業者がワーク・ライフ・バランスを推進する意識になるようにと考えております。そのために、この項目を設けながら、意識啓発に努めていきたいと考えております。

塗会長 よろしいでしょうか。その他ご質問ご意見ございますか。

荒木委員 池田委員の質問に関連してですが、北斗市や七飯町の共働き世帯数と共働きではない世帯数の情報をいただくことはできないのでしょうか。

事務局
(課長) 公表されているデータがあるかと思しますので、可能な限り整理したいと思います。

荒木委員 それであれば、池田委員のご質問のなかで、函館市から北斗市や七飯町の方が子育てに関するサービスがいいので移ったと思われる、あるいは移ってないにしても増加率が高い、低いという状況の検証は意外とできるのかなと思しますので、ご検討いただければと思います。おそらく池田委員のご質問の背景にあるのは、いろいろな活動を見ますと、パンフレット配布や意識調査といった啓発活動がかなりの部分を占めているようですが、きちんと予算をつけて子育て世帯や共働き世帯が増えるような補助金や、支援措置をするということができないだろうかということが背景にあると思われますので、重点項目がいろいろあるようですが、啓発活動だけではなく、予算をつけて効果的な施策が出来ないかということも、ご検討いただければと思います。以上でございます。

事務局
(課長) 近隣の市町のデータから、どのように補足できるか持ち帰って整理したいと思います。また、効果的、具体的な施策に結び付けられるように今後皆さんとお話ししていきたいと思いますが、今いただいた意見については、担当の部局に返ししながら、そこでもまた検討してもらうことになるかと思えます。いずれにしましても、市が作ったものを皆さんが評価するというものでもありませんので、皆さんと一緒にいい素案を作りたいと思いますので、事務局が示した、たたき台に捉われずにいろいろなお考えをお聞かせいただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

池田委員 最近見た財界はこだてかA4の冊子に人口流出人数がついていたと思えます。それで唯一七飯町だけが人口増加が見られた、それに年代別やコメントも書いていたように記憶しています。そのようなものも参考にしたいと思います。

塗会長 質問、意見、感想でもよろしいのですが、ありませんでしょうか。なければ議題3に進みたいと思えます。議題3その他とありますが、事務局からお願いします。

事務局
(課長) 事務局からは特にありません。

塗会長 では、委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ次回の開催予定について事務局からお願いします。

司会 次回開催は4月下旬を予定しております。以上でございます。

塗会長 4月下旬はすぐですので、皆さんの予定を聞かせていただいて、ある程度、今日程をまとめさせていただきたいのですが、だいたい日程は決まっておりますか。

司会 会場の候補としては4月26日を仮押さえをしております。

池田委員	この次の会議は何を話し合うのでしょうか。
事務局 (課長)	<p>日程の前に池田委員から、次回の会議に何をするのかという質問がありましたので、今いただいた他都市との比較についても次回の会議に間に合わせたいと思っておりますし、できれば現計画で、数値目標をひとつ30%というものを設定しておりますが、新しい計画で掲げていく数値目標をどのようにしたらよいか皆さんに審議をしていただきたいと思いますと思っております。それが、4月か5月かは、現状でははっきりわからないのですが、やらなければならない課題としてはそれがあります。それを審議していただきながら、ある程度方向をもって素案に反映していきたいと考えております。</p> <p>計画にあるのは、登用率の30%というものだけですが、他都市ではいろいろな数値目標を設定しているところも見受けられるものですから、次期計画については同じ目標でよいのか、あるいは数値にしても30%のままでいいのか、そういったところも議論していただきたいと思いますと思っております。</p>
塗会長	よろしいでしょうか。事務局の方で26日の予定でよろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。
荒木委員	6月の計画の答申まで何回くらい会議を開催する予定ですか。
事務局 (課長)	やれるとしても月1回くらいかと思っておりますので、最大3回と考えております。
塗会長	6月まで月1の考え方でということでしょうか。それでは、以上をもちまして審議を終了させていただきます。
司会	以上をもちまして、平成28年度第3回男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会（19：20）